

# “番号制は重大な人権侵害”

## 坂本弁護士 税と社会保障の一元管理を批判

政府が進める「税と社会保障共通番号制」やレセプト電子請求など、直面する医療課題を学ぶと、協会は8月22日、保険医会館でサマーセミナー2010を開いた。共通番号制の狙いについて解説した大阪弁護士会情報問題対策委員長の坂本（さかもと・まどか）弁護士は、「深刻なプライバシー侵害につながる危険なものだ」と痛烈に批判した。

（関連2面）

伊津進理事長はあいさつで、菅政権の消費増税路線や、特定の年齢以上を別動にする新高齢者医療制度案を批判し、「私たちの運動は、一人ひとりの行動で署名を集め、政策を変えていくこと。国が保険制度にきちんと責任を果たすよう求めていきたい」と述べ、今秋から開始する新たな患者署名への協力を呼びかけた。

税と社会保障共通番号制について講演した坂本氏は、番号制の背景に財界と一体となった政府のIT政策があることを説明し、「個人情報保護法が電子的に識別する仕組みとして番号制が提唱されてきた」と紹介した。同氏は、日本のIT政策について「企業の競争力を上げるための産業政策として、新自由主義的『構造改革』と一体的に推進されてきた」と強調。イ

9/5

2010年第1052号

（毎月5、15、25日発行）

協会敬 大阪府 歯科保 険医協 会 1-2-33 幸町1-2-33 浪速区 大阪市 歯科保 険医協 会 大阪府 歯科保 険医協 会 大阪府 歯科保 険医協 会



税と社会保障共通番号制の危険性などについて学んだサマーセミナー。正面奥が坂本氏＝8月22日、保険医会館

ンフラ整備ばかりが先行し、国民の需要やプライバシー保護が二の次になり、「飛行機の飛ばない空港のように無駄な公共事業だ」と批判した。坂本氏は、自公前政権が納税者番号制や住基ネ

ット、社会保障カードなどの導入で、国民の個人情報や健康情報を握ろうと画策してきたことを解説。プライバシーを守ろうとする国民の強い反対で計画が頓挫したと話した。民主党政権は、所得を正確に把握するための名目と税と社会保障共通番号制の導入を進めている。坂本氏は、「番号制でも小売業の売上や海外資産などの把握はできな



9月放送分「医療どお〜ナル」の一場面。患者さんの自宅治療する小澤氏（中）

## 協会制作テレビ番組「医療どお〜ナル」

### 9月放送は、訪問診療

毎週木曜放送中

い」と指摘し、番号制の必要性に疑問を呈した。坂本氏は「国家が社会保障の個人情報のみならず、納税関係の情報をも強制的につかもうとして

いると厳しく批判。「共通番号制は、社会保障カードなどの制度よりも深刻なプライバシー侵害につながる危険なものだ」と強調した。最後に「番号は手段。どのような税制・社会保障を目指すのか十分に議論した上で、番号が不可欠かどうか議論すべき。番号を導入してから中身を議論するのはおかしい」と訴えた。セミナーでは、レセプト請求や政府税制「改革」が医院に与える影響についても理解を深めた。

協会が作るテレビ番組「寺谷一紀の医療どお〜ナル」歯科版第7回の放送が2日（毎週木、サンテレビ、後3・55）から始まった。9月のテーマは「自宅で受ける歯科診療」。視聴者に向けて訪問診療の重要性をアピールし、受診を促すことも、訪問車両の駐車問題にも触れながら制度の改善を問い掛けた。

番組では、小澤力副理事長の訪問診療に密着取材。在宅療養の患者さんに声をかけたり、様子を伺ったりしながら治療する姿を映し出した。小澤副理事長に往診の役割や、やりがいについても語ってもらい、医療の大切さを伝えた。

同行するケアマネージャーにもインタビューし、「訪問診療で元気になる」という患者さんが増えている。「在宅療養にとって栄養をとることが一

番大事。歯をしっかりと整えて頂くことはケアマネにとっても心強い」と、感想を語ってもらった。治療内容や課題は、寺嶋洋幸理事長が説明。老健施設や入院先にも訪問していることや、基本的に医院と同じ内容の診療ができることなどを伝え、受診を促した。また、多くの自治体で訪問車両に対する駐車除外が認められていない問題を問い掛け、改善を求めた。

**待合室で放映下さい 希望者へDVD進呈**

「医療どお〜ナル」は過去放送分を含め、協会ホームページ（http://ost-net.org）でも視聴できる。医院の待合室などで放映して頂ける会員にはDVDを無料で提供している。希望者は事務局（Tel 06-6568-7773）まで。

費税、印紙税という答えが返ってくる。⑦調査の理由を聞く。⑧何人か来るのか問う。この問いに対して2人か3人答えておいて、調査の電話でこれだけのことを聞けば、かなりこちらが主導権を握ったことになる。

## シリーズ ●●●●● ① 税務調査の動向

斎藤 直樹 税理士

政権交代後、税金の徴収業務が強化されている。協会税理士団が税務行政の変化や調査事例について、4回にわたって解説する。

税務調査の法律上の性質は、(1)納税者の任意の協力が必要(2)のしかし調査の拒否はできないこと(3)という2つの基本を押さえておく必要がある。税務調査には事前通知のあるものとないものがある。しかし、いざれにしても(1)と(2)という

性質は変わらない。今号と次号では、事前通知のある調査の場面に思い浮かべながら述べていきたい。

**事前通知の電話があったとき**

ここで税務署員と初めて接触することになる。何事も初めが肝心。次の

人が電話をしている(1)の氏名、税務署の名前、所属する部署をはっきりと聞き取り控える。

③税務署側の希望の日を聞く。第二希望の日も

は3週間から1カ月後に決まる場合が多い。

④日数：3日間なら2日に、2日間なら1日に、1日なら半日に値切るのがよい。ただしその

⑤調査対象期間を聞く。大抵は3年間という答えが返ってくる。

⑥調査対象税目を聞く。所得税、源泉税、消

費税、印紙税という答えが返ってくる。⑦調査の理由を聞く。⑧何人か来るのか問う。この問いに対して2人か3人答えておいて、調査の電話でこれだけのことを聞けば、かなりこちらが主導権を握ったことになる。

紙面へのご意見や感想、投稿記事などを新聞部までお寄せください。紙面に掲載させていただいた場合は、図書カード3千円分を進呈いたします。

（郵送やファクスで、協会新聞部までお寄せください）

「もったいない」という言葉が流行して「エコ」という省略語が定着した。カリフォルニア州知事シユワルツェネッガーが犯罪よりも苦闘している課題が廃棄ペットボトルと紙コップだが、「エコ」教育の普及した日本の小学生は行儀よく分別廃棄するらしい。

「エコ」と連動している「もったいない」は主としてまだ使える「物」の廃棄である。だが、私が「もったいなく」捨てられないのは「ソフト」の方である。パソコンの機種が変わって情報一杯詰まったFDはすべて廃棄物になってしまった。生来ケチの私は「物」より「ソフト」を捨てるのが嫌いである。何の理念の進歩もなく経済的理由だけで変わる旧保険点数のFDも知識も役に立たないが、昔学校で教わった絵や音楽などの知識は後に趣味として役立つことが多い。

さほど役にも立たぬ昔の医学や外国語の知識もないよりましで、何より廃棄しなくてもかさ張らないのがいい。